

令和6年度屋久島世界遺産地域連絡協議会

議事録

日時：令和6年5月20日（月）14:30～17:00

場所：屋久島町議場

■開会

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:ただ今より、「令和6年度 屋久島世界遺産地域連絡会議」を開会いたします。皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。本日、司会を務めます九州森林管理局計画課の下田でございます。よろしくお願いいたします。それでは、開会にあたりまして、九州森林管理局長の矢野から一言ご挨拶申し上げます。

九州森林管理局 矢野局長:本日は、大変お忙しいなか、本会議にご参加いただきまして、ありがとうございます。日頃より、世界遺産地域の保全管理や林野行政の取り組みに対してご理解やご協力をいただいております。令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、コロナ以前の日常にもどりつつあった一年でした。屋久島に来られる方も、以前のような人数に戻り、観光についても、より必要になってきていると実感しました。会議の中でも報告がありますが、平成5年の登録当時は担当課にいましたので、屋久島世界遺産登録30周年を経て、感慨深いものがあります。林野庁も長官以下が式典に出席しました。屋久島世界遺産登録30周年記念事業の中でも、屋久島の魅力を改めて発信し、遺産地域のこれまでの歩みを共有しました。島民の皆さまも多く参加されて、良い記念事業だったと思いました。中心になって準備をしていただいた、役場の皆さま、関係機関の皆さまにおかれましては、ありがとうございました。本日の地域連絡会議では、昨年度の事業実績と本年度の主な事業計画、関連する協議会や検討会等の情報共有、湿原保全対策について状況を説明させていただきます。また、遺産地域のモニタリング計画改定については、昨年の地域連絡会議や科学委員会の議論を経て改定した管理計画を踏まえて検討を進めることとしており、改定(案)の確認と意見交換をさせていただくことになっております。議題は多いのですが、忌憚のないご意見をいただきたい思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:ありがとうございました。本日のご出席者の紹介につきましては、時間の都合上、お手元に配布しております出席者名簿によりまし

て、ご紹介に代えさせていただきますので、ご了承願います。また、オブザーバーの矢原先生は Web からのご参加となっております。配布資料につきましては、進行の途中でも構いませんので、落丁等がありましたら、事務局までお申し出ください。

それでは早速、議題に入りたいと思います。まずは、議題（１）令和５年度の事業実績及び令和６年度の主な事業計画について、各機関から説明をお願いします。

■議題（１）令和５年度の事業実績及び令和６年度の主な事業計画

☆ 資料１

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官：管理計画に基づき、令和５年度は何を実施し、令和６年度は何を実施するかの報告になります。主要なところをご紹介します。

１ ページ目、「エ）登山道等の植生」については、令和５年度は翁岳～宮之浦岳区間の侵食荒廃防止工事を実施しました。また、地元のガイド事業者が中心となり、近自然工法を用いて登山道の修復作業を実施しました。令和６年度は、引き続き近自然工法を用いた登山道の修復作業を実施します。

２ ページ目、「オ）固有種・希少種」では、希少種や固有種のモニタリングの実施、植生保護柵を設置し生息状況モニタリングの実施、低地照葉樹林等での希少種保全に向けた取組みを地元の団体の方とも協力しながら進めています。次に、「イ）動物」のヤクシカについては、令和５年度は生息状況調査やシャープシューティングでの捕獲、西部地域で囲いワナでの捕獲やモニタリングを実施しました。令和６年度は、前年までの取組を継続しつつ、地元の方にヤクシカの取組を知ってもらうための、島民向けの説明会などを実施していきたいと考えています。

３ ページ目、「ア）高層湿原」は、議事（５）で詳しく説明しますが、花之江河の湿原保全対策について検討しており、本年度も引き続き検討を継続しつつ、応急的対策を進めます。

「エ．外来種や病虫害等への対応」では、令和５年度は西部地域の一部の植生保護柵内でアブラギリの駆除を実施しています。令和６年度はこの取組みを継続しつつ、愛子岳周辺のオキナワキノボリトカゲの侵入状況の把握を実施していきます。現在、オキナワキノボリトカゲは小瀬田周辺に生息しており、徐々に生息域が拡大している状況ですので、遺産区域周辺での侵入状況調査をしていきますと考えます。

４ ページ目、「イ．利用の適正化」では、令和５年度にマナービデオを作成しており、レ

ストランや宿泊施設にマナービデオの QR 付きの亚克力 POP を置いてマナービデオを周知する取り組みをしており、令和 6 年度も実施しています。また、外国人を対象としたアンケート調査を実施しております。外国人がどのようなサイトで屋久島の情報を入手しているのか、どこを利用しているのかなどを把握していきたくと考えていきます。山岳トイレ周辺の水質調査は 3～5 年おきに実施していましたが、現在では毎年実施しています。「ウ. 主要な登山道や地域毎の利用方針」では、議事（2）で西部ワーキンググループについて報告します。「エ）生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・維持管理」では、縄文杉周辺の危険木の除去、山岳トイレのし尿処理適正化に向けた方向性の検討を令和 5 年度から関係機関やガイド事業者等を含めて議論しており、令和 5 年度に方向性の素案を作成しています。令和 6 年度はこの方向性をもとに検討を進め、具体的な取り組みの検討をしていきます。

5 ページ目、「オ. エコツーリズムの推進」では、令和 5 年度に永田浜と大株歩道についてエコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定に向けた検討をしました。永田浜はウミガメの繁殖場所であることから、調査や観察会が行われているなかで、関係者全体で共通したビジョンを作っていくため、令和 5 年度から関係機関と連携しながら「全体ビジョン（案）」を策定しました。令和 6 年度もこれらの取り組みを具体的に行う他、「エコツアーガイドの利用促進に向けた検討」においては、認定ガイドや公認ガイドなどのガイド制度でのエコツアーガイドの利用促進に向けた周知をしていきたいと考えています。

6 ページ目、「（5）地域の連携・協働」では、令和 5 年度に世界遺産登録 30 周年をきっかけとした島内外の企業との連携した取り組みを行いました。一つには、エアコムーターと連携し、学生などに周知して屋久島に来ていただき、屋久島の自然環境を知ってもらったり、海岸清掃などに協力してもらったツアーを連携しました。令和 6 年度も企業や屋久島に関心のある方々と連携していきたいと思っています。

7 ページ目、「（6）環境教育、情報の発信と普及啓発」では、令和 5 年度に遺産センターのインタープリテーション実施に向けた検討をしています。また、遺産センター及び屋久杉自然館と研修センターと連携してイベントを実施しました。令和 6 年度はこのような取り組みを引き続き進めていくこと、世界遺産登録 30 周年に実施した地元小学校を対象とした絵画コンクールが好評だったので、毎年実施していきたいと思っています。

8 ページ目、「6. 計画の実施その他の事項」では、令和 5 年度は、国立公園計画の変更について検討をしています。屋久島の国立公園区域は 20 年前に作成したもので、その後の調査やモニタリングで把握された固有種や希少種の生息・生育地や、世界遺産区域の緩衝的

な役割を果たすための公園区域拡張などについて令和5年度から検討してきました。令和6年度は関係機関と連携しながら、より具体的に公園計画変更に向けた検討を実施していきます。このようなことも、今後の地域連絡会議で報告していきます。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:続いて九州森林管理局の取組のうち、主な重点的な取組について説明します。

資料説明の前に、資料の修正をお願いします。1ページ目の令和6年度事業予定の中で「民湯林」とありますが、「民有林」に修正していただきますようお願いします。

それでは説明をさせていただきます。1ページ目の「ア) 植生の垂直分布」については、島内を5地域に区分し5年毎にモニタリング調査を実施しています。令和6年度は西部地域の垂直分布調査を行うこととしています。

続いて2ページ目、「(イ) 動物」では、科学委員会に設置されていますヤクシカWGにおいて、全島的なヤクシカの管理方針が検討されていますが、令和6年度も科学委員会に併せて年2回のヤクシカWG開催を計画しています。また、これまで継続して行っています「野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備調査事業」において、ヤクシカの生息密度モニタリング調査、植生の保護と再生手法の検討、森林生態系管理目標に関する現状把握と評価、高層湿原におけるヤクシカの生態調査を実施することとしています。

続いて3ページ目、「(ア) 湿原」では、令和4年度に取りまとめられた湿原保全対策に基づいて実施した対策箇所のモニタリング調査、小花之江河に設置している植生保護柵内外の植生回復調査、花之江河の水収支や地下水位等のモニタリング調査を実施することとしています。なお令和5年度に実施しました湿原保全対策については、議事(5)で説明します。「(イ) ヤクスギの巨樹・巨木」につきましては、岩戸杉の樹勢診断を実施することとしています。また、「エ. 外来種や病害虫等への対応」として、アブラギリの生育状況調査を実施することとしています。

続いて6ページ目、「イ. 調査研究・モニタリング」についてです。屋久島森林生態系保全センターでは、島内に雨量計と温度計を設置し年間を通して気象観測を行っており、令和6年度につきましても引き続き行うこととしています。また、「ウ. 巡視活動」につきましても、令和5年度に引き続き、森林保護員による巡視活動を行うこととしています。

続いて7ページ目、「(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発」についてです。島内外の一般の者や登山者等に対して、広報誌やホームページを通じた情報の提供を行うこととして

います。また、小中学校の先生を対象とした、「屋久島森の塾」を開催することとしています。

鹿児島県環境林務部自然保護課 川瀬課長：鹿児島県の取り組みについて説明します。2ページ目、「オ）固有種・希少種」では、希少野生動植物保護対策事業ということで、県の条例に基づいて、種の指定、普及啓発、保護推進員の設置をしています。種の指定に関しては55種指定されている中で、屋久島で生息生育している種は15種となっています。「(イ)動物」では、特定鳥獣総合管理対策推進事業ということで、ヤクシカにかかる第二種特定鳥獣計画を策定し、国や市町村と連携を図っていくこととしています。県の中でも指定管理鳥獣捕獲等事業ということで屋久島でも捕獲事業を実施しています。平方キロメートル当たり5頭以上の生息密度で2/3以上の補助金が付くということで環境省事業も使いながら、県事業として屋久島で実施していく予定です。これは、今まで1箇所での実施でしたが、令和6年度は2箇所について検討していきたいと考えております。今後は関係機関等と時期や実施箇所を含めた調整をしていきたいと考えています。

3ページ目、「エ. 外来種や病害虫への対応」では、県の条例に基づく種の指定をしています。現在、県内で23種の指定があります。

4ページ目、「エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理」では、令和5年度はPR観光課、令和6年度は自然保護課になっております。これは、県が対応する国立公園内の施設管理については昨年度に調整し、PR観光課から自然保護課に移行するよう調整しております。引き続き、予算の確保や技術的な部分については連携をしていきます。今後は自然保護課で施設の維持管理を含めて一体的に実施していくことになりました。令和5年度は登山道、避難小屋、トイレの維持管理等について、町や九州電気保安協会に委託をしています。これについては、令和6年度も引き続き実施していきます。自然環境整備交付金事業では小杉谷～大株歩道入口の森林軌道について5ヵ年計画として鹿児島県で実施していくこととしています。令和5年度に実施設計、令和6年度は大株歩道入口から下流に向かった区間で森林軌道の枕木、軌道、踏み板を補修していく予定です。これについては、地域関係者の皆さまと現場も含めて調整していきたいと考えています。これに伴って、自然保護課の体制として1.5人増員していますので、体制強化をしながら実施していきます。

7ページ目、「(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発」の「環境文化村構想の推進」では、令和6年3月に生物多様性鹿児島県戦略を10年ぶりに改定しており、その中で環境文化と

いう側面について事業予定を記載しています。その戦略に基づいて、OECM（国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域）を環境省で自然共生サイトということで認定を進めていますが、その認定サイトが県内3箇所あります。いずれも鹿児島本島側と奄美になります。県全体ですと保護地域は19%程度で、2030年までに保護地域を30%にしていくという国際目標がある中で、県の戦略にも反映しています。民間が主導となり、最終的に環境保護につながっていく活動を県で支援していく事業を令和6年度より実施していくことを予定しています。令和5年度の実績にありますように、観光庁の事業で多言語解説の整備として、環境文化村センターの大型映像ホールの映像作成や機器設置等の施設改修を実施しました。世界遺産登録30周年記念事業でも披露させていただきました。令和6年度も引き続き、文化村構想の推進、生物多様性鹿児島県戦略に基づく新事業についても展開をしていきたいと考えています。

屋久島町役場観光まちづくり課 有馬課長：屋久島町の取り組みについて説明します。2ページ目、「オ）固有種・希少種」の「林地活用対策事業」では、これまで継続してきた屋久島固有の植物を保護・増殖の取り組みを引き続き継続していきます。ただ、今後の施設の在り方については令和5年度より検討を開始しており、令和6年度も継続していきます。

4ページ目、「イ．利用の適正化」では、令和5年度は屋久島町エコツーリズム全体構想の策定をしまして、令和5年8月に認定をいただいております。この認定を受けて、永田浜と大株歩道の特定自然観光資源の指定に向けてエコツーリズム推進協議会の中で協議を進めています。エコツーリズム推進協議会として、ウミガメ観察会を実施しており、令和5年度は永田浜での参加者が1,940名でした。令和6年度についても5月10日から観察会を実施しています。

5ページ目、「(3) 関係行政機関等の体制」では、令和5年11月24日の前日に遺産地域ネットワーク協議会構成自治体との意見交換会を実施しました。この意見交換会については、令和6年度は徳之島町で開催予定となっています。開催時期は未定ですが、徳之島で開催する方向で関係市町村と協議を進めているところです。

8ページ目、「6．計画の実施その他の事項」では、屋久島町と口永良部島のユネスコエコパークの機能を維持発展させるための推進事業の検討を令和5年度から進めています。

公益財団法人屋久島環境文化財団 池田事務局長：屋久島環境文化財団の実績と今後の計

画についてご説明します。4ページ目、「エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理」では、令和5年度はウミガメの産卵や孵化場所の環境保全をするために、関係機関と協力して保護柵の設置や海岸清掃や遮光林の植樹を行いました。令和6年度も継続して実施していく予定です。

5ページ目、「オ. エコツーリズムの推進」では、里地へ観光の幅を広げるために、財団が事務局をしている屋久島里めぐり推進協議会の運営や、里めぐりの未実施集落への支援を行っています。ここには記載していませんが、令和5年度はインバウンド対策として、これまでに設置してきた名所等の説明看板にQRコードを設置しました。これは、スマートフォンで読み取ると、英語表記が見れるようにしたものです。里めぐりについては令和4年度に安房集落と楠川集落が加わり、現在は10集落で実施しています。引き続き、未実施集落への支援を行っていきます。

7ページ目、「(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発」では、広く全国から参加者を募り自然・文化体験学習プログラムを提供しています。また、屋久島高校や町内小中学校の児童生徒を対象とした環境学習の提供や、ヤクザルへの餌付け行為禁止の啓発クリアファイルを作成して交通事業者等への配布を行っています。令和5年7月にスマートフォン用の「やくしまアプリ」を開始しましたが、ホームページを含めて屋久島の情報発信に活用できるよう努めています。

8ページ目、「6. 計画の実施その他の事項」では、自然遺産国内5地域の連携を深めることを目的とし、令和5年度に5地域会議が発足しました。当財団が事務局を担っています。令和6年1月に、第2回5地域会議が開催されました。来年の大阪万博に向けて、出典の企画提案中ですが、具体的な内容については、これから検討を進めることになっています。

屋久島観光協会 西川事務局長：屋久島観光協会の取り組みについて説明します。8ページ目、「(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発」についてです。1つ目にレジ袋の有料化に伴い、脱プラスチック、エコバック、マイバック持参運動の普及啓発に取り組んでいるところです。2つ目に屋久島海祭りを計画しましたが、大雨予報を受けて中止しました。3つ目にホテル部会を開催し、食品食渣と生分解性素材を組み合わせた新たな地域循環の取り組みの研修を開催しました。4つ目に国県町より屋久島の山岳施設の受託業務に取り組んでいます。5つ目に自然環境の保全及び観光地の整備のため、山岳部環境保全協力金の啓発や収納業務に取り組んでいます。6つ目に携帯トイレの普及啓発や販売に取り組んでおります。令和5

年 12 月に世界遺産登録 30 年ビジョン委員会を設置しました。これは観光基本計画の見直し令和 7 年度ということなので、どのようなビジョンを作って基本計画に反映するのかが検討しております。海岸清掃ですが、屋久島が遺産登録 10 年を機に観光協会が主体となり取組んできた行事になります。令和 6 年度は屋久島海祭りとエコフェスタをテーマに、島内の 18 集落と 1 ボランティアに協力いただき、開催しました。参加人数は約 1,000 人、ゴミ収集はトラック 30 台分、約 6 トンのゴミを収集しました。参加いただいた方については、お礼を申し上げます。他の取り組みについても、昨年度と同様に継続していきます。

屋久島観光協会ガイド部会 中馬ガイド部会長：ガイド部会は観光協会の下部組織になります。基本は観光協会の事業を実施する団体になります。主要な実施内容については、屋久島の山岳施設の維持管理になり、県や町の施設のパトロールや清掃活動を行っています。これは 1 週間に 1 泊 2 日、2 人 1 組でシフトを組んで、通年で活動しています。今後は、山岳部のトイレ問題や安全な登山の勧め、安全登山道の整備のあり方等を含めて、小屋の管理を含めた、有人小屋の管理についてガイド部会の中で意見を活発に交わしながら、方向性を出していきたいと思っています。また、令和 5 年度に実施したガイド部会の会合の中で、縄文杉の利用調整についての話がありました。修学旅行において縄文杉コースは人気コースではありますが、1 日に 200～300 人を受け入れていますが、他のお客様への混雑感を与えてしまうし、ガイドの中でも修学旅行で縄文杉へ行くことについて疑問を持つ方も多いため、事業者の中で意見交換をしながら、適正な団体の適正人数や自主ルールについて検討しました。これが後の、大株歩道の特定自然観光資源の受け入れ人数の根拠になればいいと思います。検討をしているところです。

屋久島レクリエーションの森保護管理協議会 日高：レク森協議会の取り組みについて説明します。4 ページ目、「エ. 生態系と自然景観の保全に配慮した施設整備・管理」の施設の整備から、令和 4 年度の終わりごろから携帯トイレを推奨してきました。令和 5 年 12 月に白谷避難小屋で携帯トイレの試験運用を始めました。この時期の入林者は 199 名で、その内約 20 名が携帯トイレを利用されました。アンケートを実施したところ、携帯トイレの利用は少なかったです。今後は、令和 7 年 3 月に 2 回目の試験運用を行う予定です。毎年、継続していくことが大事だと思っています。アンケートも、携帯トイレを使用した人だけでなく、使用しなかった人からも調査を行うことも考えています。令和 5 年度には避難小屋でア

アンケートを配布して、同じ場所にアンケート回収ボックスを用意していました。また、令和5年度は、使用済み携帯トイレを利用者本人に回収ボックスまで運んでいただきました。環境省の皆さんにもご協力いただきました。携帯トイレの利用者は約20名と少なかったため、あまり参考にはならないかと思えます。令和6年度は、アンケートの回収を管理棟で行うことにしました。また、使用済み携帯トイレも管理棟にある回収ボックスまで運んでもらうことにしています。また、例年行っていますが、安全対策として職員による巡視、現地及び案内板で危険場所を明示、入口で利用者への注意喚起を行っています。令和5年度の危険木の除去は、白谷雲水峡1本とヤクスギランド6本で合計7本の除去をしました。特に倒木はありませんでした。枯れた木を処理しています。防犯カメラは以前から設置しており、防犯カメラとAEDを両地区管理棟と白谷避難小屋の3箇所に設置しており、令和5年度にリース更新をしたところです。無線機器の設置については、令和元年5月に荒川豪雨があった際に、電話で連絡がとれなかったため、それ以降に固定用電話の他に無線を設置しています。最近では、避難小屋の無線機の調子が悪いのですが、今後更新していきます。施設の管理の中で、遊歩道や白谷避難小屋、トイレ等の維持管理については、避難小屋のし尿が大きな割合を占めます。令和5年度で約6,000リットル超、費用は約500万円を超えています。非常に大きな金額になります。携帯トイレを設置して、し尿処理にかかる費用を減らして、歩道の整備等に充填したいという目的もあります。これは同じく令和6年度も継続します。歩道の補修も施設管理の中で大きな部分を占めます。近年は、環境省事業でガイドさんが委託して近自然工法で補修をしています。これは白谷雲水峡とヤクスギランドの両方で行っており、歩道が良くなってきています。レク森職員も、できるときは協力しており、道が整備されるだけでなく、レク森職員にとっても近自然工法はとても勉強になると言っています。予算確保できれば、近自然工法での整備を継続していきたいと思っております。

7ページ目、「(6) 環境教育、情報の発信と普及啓発」では、英語、韓国語、中国語繁体と簡体の4種類の言語でのリーフレットを配布しています。レク森の中にある著名木をリーフレットに追記した外国語版を作成中です。絵葉書チケットの配布は令和5年度まで行っていましたが、令和6年度からは費用対効果がなければ省略しようかと思っています。ただ、以前に協力金が300円だった頃に、2箇所のレク森を利用するのであれば500円にしていた時期があり、その時に作った絵葉書が沢山あるので、それを使おうと思っています。ホームページの更新は今後も継続していきます。それから、「屋久島で使える手作り図鑑」は屋久島森林生態系保全センターで作成して、平成29年からレク森で販売しています。1

年目は70冊程度、2年目は10冊程度でしたが、内容はとても充実しています。最近では、令和4年度、5年度ともに57冊ずつ販売しました。作成当時から年数は経っていますが、人気のある図鑑であることを紹介しておきます。「屋久島レクリエーションの森」小中学生作文展は、遺産登録30周年を期に実施しました。これは、すぐに作文が集まりまして、2つの中学校、7つの小学校から、合計178点の作文が寄せられました。その際には、屋久島森林管理署長、屋久島森林生態系保全センター所長、屋久島自然保護官事務所の首席企画官に審査をしていただきました。作文は、島内の施設に令和5年12月に展示しました。

屋久島町議会 榎議員：屋久島町議会の取り組みについて説明します。令和4年8月に議員有志で世界遺産議員連盟を立ち上げて、活動を行っております。これについては、令和5年度地域連絡会議で報告しています。その後、様々な関係団体等との意見交換、現地調査に基づく関係機関への提言、他地域との連携と特別法の制定等にむけた要望等の協議をおこなってきました。国の関係省庁として、農林水産大臣、環境大臣、文部科学大臣への要望書提出についての協議をおこなってまいりました。最終的には、衆議院議長宛ての意見書提出ということでまとまりました。それから、他地域との連携や意見交換、現地調査については、屋久島と同時に遺産に指定された白神山地を訪問し、関係市町村との意見交換をおこなってきました。先ほどの、意見書提出については、令和5年第4回定例議会において、意見書を全会一致で議決し、衆議院議長宛てに意見書を提出しました。三項目について、意見書提出しましたが、1つ目に1993年に遺産登録されて以来、IUCNからの再調査がおこなわれましたが、その時に世界遺産区域の境界線の幅についてなど、課題を指摘されていました。核心地域周辺を保全できるように検討する。2つ目に、自然への人為的悪影響を軽減するよう、地元自治体の負担が増えないよう、包括的な財政措置を講じること、3つ目に、世界自然遺産地域やユネスコエコパークを有する屋久島と口永良部島住民の暮らしを総合的に向上させるため、国会内において世界遺産議員連盟（仮称）を設立して議論の場を設けること。以上の3項目について意見書を提出したところです。引き続き、他地域との意見交換をしていく中で、地元関係団体である照葉樹林ネットワーク、森林管理署、環境省等との連携強化を図っていきたくと思っています。他地域との連携強化や、意見交換では、昨年に白神山地を訪問しましたので、今年度は西表島や石垣島、知床を候補にして現地調査を計画しています。当然、地元行政もそうですが、県議会との連携も図っていくということで、県議会議長、地元県議への報告もしていきます。それから、確認はしていないのですが、県議会でも超党派

による屋久島議員連盟を設立させるということも伺っていますので、そこの連携をしながら進めていきたいと考えています。

【質疑】

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:各機関、各団体の皆様、ご説明いただきありがとうございました。資料1の内容について、何かご質問やご意見がございましたらご発言をお願いします。

特に意見等なし

特にないようでしたら次の議題に移りたいと思います。

続いて議題(2)の関連する協議会・検討会等の情報共有に関して、屋久島町から説明をお願いします。

■議題(2) 関連する協議会・検討会等の情報共有

◇ 資料2-1、2-2、2-3、2-4

【資料説明】

屋久島町役場観光まちづくり課 有馬課長:屋久島山岳部保全利用協議会についてご説明します。まず、資料2-1ですが、令和5年度については、これまで同様、山岳部の環境保全にとりくんでいます。資料のとおり、令和5年度における協力金の収受額は合計で2,933万6,313円でした。多くの方に協力をいただきました。この協力金を基に、し尿搬出として、高塚小屋、新高塚小屋、淀川小屋、鹿之沢小屋、石塚小屋トイレから搬出を行っています。搬出量は、合計12,880リットル、搬出経費は合計19,535,722円となりました。このし尿搬出費用も含め、令和5年度の山岳部利用保全協議会の支出総額は60,343,168円となりました。また、令和5年度に横領賠償金が完済されましたので報告いたします。横領賠償金が完済されたということで、令和5年度の不足額は18,906,855円になり、これは屋久島町一般会計から支出しています。

資料2-2は、縄文杉・荒川線車両乗り入れ規制の月別グラフになります。令和4年度と令和5年度の乗り入れ人数を比較すると約2,000人増加しています。令和5年は8月に雨が多く、従来ではもっと多くの観光客数があったのですが、天候不順のため令和5年度の合計は45,495人となっています。全体的には、コロナ禍を経て、登山利用については回復傾向になってきています。

資料2-3では、屋久島エコツアーリズム全体構造の進捗について報告します。エコツアーリズム推進協議会では、資料1の報告の中でもありましたように、令和5年8月にエコツアーリズム全体構想の承認を受けました。現在は、永田浜と大株歩道の特定自然観光資源の指定に向けて協議を行っています。その他、令和5年度は認定ガイドの要件である屋久島学試験を実施しています。また、屋久島学資料作成からだいぶ年数が経過していますので、見直しが必要ということで、令和6年度に資料の見直しを検討することとしています。

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官:資料2-4について説明します。令和5年度の地域連絡会議の中で、西部地域の持続的活用に向けたワーキンググループを地域連絡会議の部会として位置付ける承認をいただきました。

「1. 目的」として、ワーキンググループの目的は、ヤクシカやヤクザルが生息する常緑照葉樹林の広がっている西部地域での適正な利用、自然環境を保全することを大前提としつつ、エコツアー等で西部地域を利用することで屋久島の自然について知ってもらうことを目的に、利用のガイドラインの作成や普及啓発の素材を作る場などとして、令和4年度に立ち上げて、現在も議論を継続しています。

「2. 構成員」は、行政機関、地元関係団体、有識者、ガイド事業者有志となっています。

「3. 令和5年度の実施成果」は、2つあります。1つ目には、本日配布した「西部地域のルールガイド」の作成です。過去にあったものを改訂した他、英語や中国語版も作成しています。西部地域は、ドライブ等で訪問する方も多いため、ドライブの際のルール、野生動物への餌付けの禁止、野生動物との距離感についても、説明しています。また、ワーキンググループ構成員だけでなく、レンタカー事業者へもヒアリングし、「対向車に対して注意すること」、「携帯電話がほとんどつながらない」等の注意点についても意見をいただき、ルールガイドに反映しています。このルールガイドは、レンタカー会社で配布するだけでなく、地元の方にも知っていただくため、屋久島区長連絡協議会で全島民に配布することについて了承を得ましたので、全島民へ配布して周知していきたいと考えています。2つ目は、「西部地域ガイドブック&ガイドラインの作成」で、西部地域で自然体験ツアーをする際に参考となる西部地域の様々な情報を取りまとめたものになります。ガイド事業者に理解いただいた上で、ツアーをしていただきたいという目的で作成しています。配布はガイド事業者に限らず、研究者や関心を持っている方に配布していきたいと考えています。

「令和6年度の事業内容案」として、ワーキンググループでは継続して議論しつつ、ガイ

ドブックの配布や普及啓発を進める他、西部地域の適正な利用に向けたルール作りの検討をしていきたいと考えています。

【質疑】

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:ただいまの内容について、ご質問やご意見がございましたらご発言をお願いします。

鹿児島県観光・文化スポーツ部 PR 観光課 小窪技術専門員:資料2-1について質問させていただきます。表「3 し尿搬出状況」があります。4月～3月までの金額が約1,900万円とあります。その下に表「4 これまでの支出経費」とありますが、この2つの表はリンクするのでしょうか。差額があるようですが理由を教えてください。

屋久島町役場観光まちづくり課 有馬課長:トイレの備品や、し尿搬出にあたっての処理に係る関連金額については、表「3 し尿搬出状況」には入っていませんが、表「4 これまでの支出経費」には入れているため、差が生じています。

九州地方環境事務所 荒牧総括自然保護企画官:資料2-1について質問させていただきます。表「4 これまでの支出経費」の内「その他の経費」にはどのようなものがあるのか教えてください。

屋久島町役場観光まちづくり課 有馬課長:「その他の経費」の中で、山岳部保全協議会の運営費が約3,000万円程度で、一番多い支出となります。この協議会については、登山バスを安全運航するためにスタッフ5名を雇用していますので、運営費の内訳には、人件費やスタッフが行う清掃作業、トレイの電気代等が入っていますが、それを毎月平均で計上するのではなく、各月で計上しているところです。理由としては、大きい支出になりますので、資金的に協議会を運営するためということです。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:そのほかにご質問等はございますか。特にないようでしたら次の議題に移りたいと思います。

続いて議題(3)世界遺産地域管理計画の改訂について、環境省から説明をお願いします。

■議題（3）世界遺産地域管理計画の改定について

◇ 資料3-1、3-2

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官：資料3-1の管理計画の改訂について説明します。

世界遺産の管理を行うに当たって基礎となる管理計画であり、定期的に見直しをしています。平成24年に前回の改訂があり、それから約10年たっているため、令和2、3年度から改訂に向けた検討をしており、このフローで示しています。

令和3年度からの実施事項は、左側オレンジ色の部分になります。内容は、地域連絡会議の下部に作業部会を立ち上げ、5回議論しています。作業部会では、役場の副町長に座長になっていただき議論を取りまとめました。作業部会での議論内容は、科学委員会・ヤクシカWGでも報告しており、そこでアドバイスをいただき作業部会へフィードバックをしながら作業を進め、令和5年度の地域連絡会議で改訂計画（案）の承認をしたというところまでを前回の地域連絡会議で報告しています。

その後、地域連絡会議で承認された管理計画を自治体・関係省庁に確認いただいたため、策定まで時間がかかりましたが、令和6年2月に管理計画が策定されました。資料3-2は改訂完了したのになっています。前回の地域連絡会議で承認を受けたものから数字や誤字脱字の修正等が一部ありましたが、前回の地域連絡会議で承認されたものがほぼ策定された形になっております。

内容に関しては地域連絡会議で議論された部分でもあるかと思いますが、屋久島は世界遺産地域かそれ以外という形になっていたため、この管理計画の中に実質上の緩衝地帯や周辺地域の位置づけや、山岳ビジョン。エコツアー全体構想の内容もこの管理計画に位置づけられたという形になっています。詳細は資料3-2をご覧ください。

なお管理計画は改訂が完成して終わりではなくて、今後この計画を基に関係機関が取り組みをしていくこととなります。また、令和6年度に管理計画の英訳版を作成し、IUCNに送付し、屋久島の取組についても報告していくことを考えています。また管理計画については関係機関だけではなくて、地元の方にも知っていただく必要があると考えていますが、資料3-2のような内容は読んでもらうことは難しいため、管理計画の概要版を作成し、島民の方に配布したいと考えております。このような内容で管理計画の改訂が完成しこと

と、これから取組について、地元の方や IUCN に対してもきちんと周知していく形を考えています。

【質疑】

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官：ただいまの内容について、ご質問やご意見がございましたらご発言をお願いします。

屋久島観光協会ガイド部会 中馬ガイド部会長：説明の中に IUCN への報告とありましたが、世界遺産登録時の 1993 年に IUCN から改善すべき課題を挙げられました。その後、再調査時の 1997 年にまた課題が挙げられているのですが、平成 24 年の管理計画改訂といったものはどこかに出てくるのですか。それ以降は特に課題を挙げられたことはないと思っていますのですか。新たなものがあれば教えてください。

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官：特に IUCN からミッションが来たということはないと理解しています。

屋久島観光協会ガイド部会 中馬ガイド部会長：分かりました。その当時の IUCN からの課題についての答えとか、またそれに対しての IUCN からの返事は来ているのですか。やり取りは続いているのですか。

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官：IUCN とのやり取りはないとにんじきしています。沖縄・奄美が世界遺産になりましたが、その際は勧告という形で、期日を決めて観光管理について取りまとめて提出するよう連絡が来ていました。知床も河川構造物のことで指摘があり、それに対して回答しているという形になっていますが、屋久島に関しては当時、いつまでに返答するかや、そういう決まった流れがなかったのではないかと考えております。

屋久島観光協会ガイド部会 中馬ガイド部会長：改訂した管理計画は、そういった課題も踏まえながら検討してつくられていると、ほかの方々に報告しても大丈夫ですか。

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官：課題として、遺産地域だけではなくて、島全体

での一体的な取組が必要だというところの位置づけとして、緩衝地域や周辺地域を含むことも検討しており、現状の課題を踏まえた管理計画になっていると思います。IUCN から言われていた境界線の問題も、この管理計画ですぐに対応することは難しいのかもしれませんが、今後国立公園の公園計画の変更も含めて、対応していきたいと思っているところです。

屋久島観光協会ガイド部会 中馬ガイド部会長：ありがとうございます。

屋久島町議会 榎議員：中馬さんからのご意見ですが、議員連盟では衆議院議長宛て意見書を提出しております。この管理計画についても議会へ報告をするわけですが、そういったことで引き続き検討していただきたいという意見書を提出してありますので、議員連盟としても、同時並行で議論を進めていきたいと思っております。

地元有識者 日下田：管理計画を見せていただきまして、これは読み物としてもおもしろいですね。そういうような興味を引かれました。世界遺産といたしますと、なぜ世界遺産なのという問いはかねがね、国際的な機関のクライテリアを基準にその地域を評価するのが一般的です。一般の方もそれを求めているわけですがけれども、そうではなくて、国立公園の山岳利用のところでかなり多角的な幅広い検討が行われたのは重要なことで、それが管理計画に相当よく反映されているというのが私の実感です。そういう意味では、これは読み物としておもしろいですね。今後の課題としては、ぜひこれを多くの方に読んでいただけるようなスタイルにして、利用の方法を進めていただければと思っています。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官：そのほかにご質問等はございますか。特にないようでしたら次の議題に移りたいと思います。

続いて議題（４）世界遺産地域モニタリング計画の改訂について、環境省から説明をお願いします。

■議題（４）世界遺産地域モニタリング計画の改訂について

☆ 資料４-１、４-２、４-３、４-４

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官：世界遺産のモニタリング計画の改訂について説明します。モニタリング計画は管理計画に基づききちんと管理ができていないかをモニタリングする計画になります。今回、管理計画が改訂したため、それに応じてモニタリング計画も改訂していきます。

資料4-1は、モニタリング計画改訂に向けたスケジュールを記載しています。左側の紫色部分は既存のモニタリング計画の評価作業として、令和3年度から令和5年度にかけて行っており、主に科学委員会の委員から評価をいただいています。

それを踏まえつつ、右側の緑色部分が新たなモニタリング計画の改訂作業として、昨年度から議論をしています。昨年度は、どのような方向性で計画をつくっていくのか、このような内容にしたかどうかという素案を示し、令和5年第2回科学委員会で委員から意見をもらっています。現在、その意見の反映はできていませんが、今回の地域連絡会議でも素案について見ていただき、皆さまよりご意見をいただきたいと思っております。科学委員会や地域連絡会議でのご意見を踏まえて集約したものを令和6年第1回科学委員会で提案し、議論して、またそれを修正する流れになります。現在の予定では令和6年度中にモニタリング計画を改訂していきたいと思っており、内容については来年度の地域連絡会議でも報告していくことを考えております。

資料4-2がモニタリング計画の案になりますが、長い資料になりますので、概要をまとめたものが資料4-3です。こちらを基に簡単に説明したいと思います。

資料4-3の1ページ目には、どんな考え方で改訂をするのかを記載しています。1つ目に、管理計画が改訂されたため、それに合わせてモニタリング計画も改訂すること。

2つ目に、現行のモニタリング計画は、モニタリングの評価基準がなかったことから、できるだけ評価できる基準をつくっていくこと。

3つ目に、今までにモニタリング調査を継続していく中で、範囲が変わったり調査数が変わるなどの変化があるため、実態に合わせた調査内容を修正していくこと。

4つ目に、現行のモニタリング計画にあるモニタリング項目は行政が実施するものがほとんどでしたが、多様な主体の参画を図るということで、例えばヤクシマザルの研究をされている京都大学のモニタリング結果もこのモニタリング計画に盛り込んでいけないか。行政だけで全てを実施するのは限界があるため、既存の取組もこのモニタリング計画の中に取り込んで多くの方に関わってもらおうということ。

5つ目に、屋久島山岳ビジョンが令和4年度に策定され、エコツーリズム推進全体構想も

令和5年度にできています。山岳ビジョンとエコツーリズム全体構想の中には、それぞれモニタリングの項目があります。それぞれのモニタリング項目を世界遺産モニタリング計画の中に反映をして、全体的なモニタリングの形を取れたらいいのではないかとということ。このような考え方で全体のモニタリング計画がつけられています。

2ページ目は、モニタリング計画改訂（案）の概要になります。上半分のオレンジ色の部分が現行の計画です。下半分の青色の部分が新計画の構成になっています。現行の計画は、管理目標があり、管理目標の中に基礎的環境情報の把握、天然スギに代表される自然景観、垂直分布の生態系、利用に分かれています。管理目標の右に評価項目があり、次にモニタリング項目という構成になっていましたが、管理目標と評価項目の位置づけが分かりづらく、新計画では、前回の管理目標と評価項目を統合するような形で管理目標をつくっています。

例えば新計画にある、管理目標「Ⅲ適正利用」は、「観光客等による利用状況や影響が定期的に把握され、適正利用が維持されていること」とありますが、これはどのような状態なのか、もう少し具体的な形に落とし込んだものとして「状態目標」をつくりました。これは、利用が分散されて一極集中されていない状況、安全に配慮した施設整備や管理がなされている状況といった形で、管理目標をより具体的にイメージしやすいものが状態目標となっています。

管理目標と状態目標をつくるというところに関しては、科学委員会の委員から色々と意見はありましたが、意見も踏まえながらできるだけイメージできる状態目標を作成していきたいと思っています。

新計画の管理目標は、大きく0、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲがあります。まずは「0 基礎的な情報」のモニタリングです。また屋久島は自然美、自然景観が評価されて世界遺産登録されていますので、自然景観の部分のモニタリング、垂直分布に代表されるような生態系の部分のモニタリング、適正な利用が行われているかのモニタリング、ここの全体的な枠組みは前回と変わりません。

右端にモニタリング項目があります。気象データ、スギ天然林、ヤクシカの状況、湿原、利用状況などが項目として入っています。

3ページ目から、モニタリングする項目の詳細を記載しています。主要な部分をご説明します。

3ページ目は「基礎的環境情報」です。管理目標は、基礎的な環境情報が定期的に取得されていること、状態目標は、基礎的な情報が収集されている状況としております。次に「気

象データの測定」と、「大気組成、水質測定」があります。気象データの計測は気温、湿度、地温、降水量の調査を行います。評価基準については、気温や湿度は何がいいというのは非常に難しい部分でもあるので、現在の案としては、きちんと変化傾向が把握されていることを評価基準としています。次は、調査箇所、それぞれの標高等で調査されており、実施主体は環境省、林野庁、鹿児島県、気象庁が担当しています。赤字は、前回から新しく追加・修正がされている箇所です。例えば「大雨日数の追加」が吹出しで書いていますが、最近は大雨が増えてきているということで調査も追加しています。

4 ページ目は「スギ天然林」です。林野庁が航空写真等を使ってスギの天然林の密度、スギ天然林の種構成とか構造を調査しており、この部分は実態に合わせて、調査内容を修正しています。

5 ページ目は「その他の優れた自然景観」としてヤクスギの巨樹・巨木の現状把握、照葉樹林や針葉樹林などいろいろな生態系のモニタリングを行うことを書いています。どのように優れた自然景観のモニタリングを進めていくのか検討事項になっています。

6 ページ目は「植生の垂直分布」です。屋久島が世界遺産に登録された理由の一つが植生の垂直分布になりますので、それが維持されているかどうか、標高ごとにプロットを設定して林野庁、環境省で調査をしています。こちらについては長期間の調査になるため、引き続き調査の実態に合わせた修正です。

7 ページ目は「ヤクシカ」です。管理目標は、その他の特異な生態系や生物多様性が維持されていること、状態目標が、ヤクシカによる採食と森林植生の更新のバランスが保たれている状態としています。ヤクシカに関しては個体数調査や捕獲状況、ヤクシカによる植生被害や植生保護柵による植生の回復状況、シカが減ったことにより植生が回復していくのかどうかを長期間調査していますので、これまで実施してきた部分も含めて調査内容を追加したという形になります。

8 ページ目は「希少種・外来種」です。管理目標はその他の特異な生態系や生物多様性が維持されていることです。状態目標は、これらの種が一種たりとも絶滅していない状況であることを記載しており、外来種は書き方が非常に難しいところもあって、外来種の生息状況が把握され生態系への影響が及んでいない状況としています。モニタリング項目を「9 希少種・固有種等の分布状況の把握」と「10 外来種等による生態系への影響把握」の2つに分けていますが、評価指標「12 林床部の希少種・固有種の分布・生育状況」と「13 ヤクサネゴヨウの分布・生息状況」のモニタリングは以前から取組がされています。青字の14、

15 が新しく追加されている項目になります。「新(14)ヤクシマザルの生息状況」については、西部地域を対象として京都大学野生動物研究センターが継続した調査をされているので、既存の調査を世界遺産モニタリング計画に反映させてもらう形を想定しています。「新(15)沿岸域の生物多様性」については、環境省がサンゴ礁の状況をモニタリングサイト 1000 で、調査サイトを決めて継続したモニタリングを行っております。屋久島周辺でもサンゴ礁の群落の 11 か所でモニタリングをしており、この結果をモニタリング計画の中に入れ込んではどうか。屋久島に関しては、ウミガメの上陸、産卵頭数が調査されているので、遺産区域ではありませんが、管理計画で緩衝地帯、周辺地域という形で位置づけているので、沿岸域の生物多様性もモニタリング計画の中に入れ込んでいったらいいのではということです。外来種等の影響把握については、以前はアブラギリの状況のみを書いていましたが、オキナワキノボリトカゲ、タヌキなどの外来種の問題があるので、アブラギリに限らずほかの外来種のモニタリングも入れていけばということで追加をしています。ただ、外来種は幅広いので、この中から何をやっていくのかは要検討と思っています。

9 ページ目は「湿原」です。現在、花之江河の乾燥化が懸念されている中で、林野庁と環境省とで花之江河の保全対策の取組をしています。その中で、様々なモニタリングを行っており、湿原の面積、湿原の水深、水の収支、ハバメメシジミの生息状況などは継続調査しており、モニタリングの項目に入れていくのが良いのではと考えており、青字で追記しています。

10 ページ目以降は「適正利用」になります。管理目標は観光客等による利用状況や影響が定期的に把握され、適正利用が維持されていることです。状態目標は、利用が分散されている、山岳ビジョンで策定したあるべき利用体験ランクに見合った利用がされている状況など、できるだけイメージをしやすい目標にしています。モニタリング項目は、「13 利用状況の把握」と「14 利用による植生への影響把握」の 2 つに分けています。今まで入込数利用者数や登山者数の評価はなく、評価基準も入れていくのが良いのではということで、例えば「入島者数が継続的に記録され、変化傾向が把握されていること」と評価基準に書いています。ただ、増減の評価基準は難しく、これら評価基準は今後の議論の中で検討していく部分でもあります。例えば基準年をつくって、それを基に検討していくことも書いてあります。

青字で書いているところは、山岳ビジョンやエコツアー推進全体構想の内容を書いています。利用によるリスクがきちんと把握されているでは、利用者が危険と感ずる場所

や転倒などがあつた場所を調査して、アンケートを取りながら、その割合の増減の評価になると思います。あと、新しい評価指標 28 は山岳部における遭難になります。これは警察で遭難者数の数字が把握されているので、共有していただきながらモニタリングしていく。新しい評価指標 30 と 31 は施設管理の状況、利用者の利用満足度になりますが、ここはアンケート調査をしながらモニタリングしていくと思いますが、まだ検討段階です。利用の部分は評価が難しい部分でもありますが、新しい取組を入れていきたいと考えています。

11 ページ目も多く追記項目があります。例えば、新しい評価基準「32 宿泊施設収容可能人数」は、収容可能人数の評価は難しいのですが、収容人数はきちんと把握していくこと。インバウンドが増えているので、外国人の方の状況の把握をするため、新しい評価基準「33 インバウンドの状況」を追加しています。インバウンドが多ければいいとか、少なければ悪い訳でもないため、まずは入込みの状況が把握されていること。レク森協議会が継続して外国人の動向を捉えている部分があると思うので、連携しながらインバウンドの状況としてモニタリングしていく必要があります。現在、環境省でも外国人向けのアンケートを実施している中で、外国人の様々な動向も、モニタリング計画の中に入れ込んでいけるのではないかと考えています。新しい評価基準「34 ガイド事業者数」も追記しております。これも評価の基準は非常に難しく、ガイド事業者数全体把握は難しいですが、例えば公認ガイドの割合を評価していくことは考え方としてあるのではないかと考えています。モニタリング項目「14 利用による植生等への影響把握」では、環境省が登山道沿いでモニタリングしている場所があるので、その反映や屋久島の主要登山道で、ガイド部会等が定期的に登山道のパトロールをされているので、その状況も積み重ねながらモニタリングしていくことを追記しています。あと、新しい評価基準「36 避難小屋トイレ周辺の水質」では、調査頻度が3年だったのを毎年実施に変更したほか、従来は白谷小屋は世界遺産エリ外のため外れていましたが、昨年度からは白谷小屋も含めて毎年調査をしています。

以上の内容でモニタリング計画を改訂しようと考えています。資料4-4は、科学委員から得られた意見を取りまとめており、得られた意見も踏まえて、どのように修正していくかを行政機関で検討をしています。

本日、資料を見ていただいて、すぐに意見をいただくことは難しいと思いますので、何かありましたら環境省等に連絡いただけたらと思います。

【質疑】

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:ご説明ありがとうございました。ただいまの内容につきましてご質問、ご意見等がありましたら、ご発言をお願いいたします。

屋久島レクリエーションの森保護管理協議会 日高:今のモニタリングの中で基本となる観光客の入込人数が正確につかめていない。これまでの入込人数は、島民も含めた人数になっています。これは、観光客の入込人数は利用のモニタリングで一番重要になるかと思います。

1つの案ですが、例えば交通機関に協力をお願いして、スマートフォン等を活用し、何の用事で来たのか、ビジネスなのか、島民の方なのか、単に観光なのかを分けてボタンを押してモニタリングしたらどうかと思いました。外国人の調査はレク森しかしていないのですが、一体全体何人の外国人が屋久島に来て、そのうち何人がレク森を利用されるのかというところは把握していません。世界自然遺産の屋久島なのに、屋久島に来られるお客さんの数をカウントできない、未来永劫入込み客でカウントするのは、おかしいと思います。

屋久島町役場観光まちづくり課 有馬課長:現在は旅行者、島民も全部含めて交通機関を使われた方を入込み客数としています。その中から離島割引カードを使った方の数を引いておおよその旅行者の数を今把握しているところです。

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官:外国人の利用については、レク森協議会で把握されているデータが現実が一番近いと思うので、屋久島町とも相談しながら増減や傾向を把握していく必要があると思っています。外国人の利用等については屋久島町としても検討されていく部分になると思います。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:そのほかにご質問等はございますか。特にないようでしたら次の議題に移りたいと思います。

続いて議題（5）湿原保全対策について、始めに環境省から説明をお願いします。

■議題（5）湿原保全対策について

◇ 資料5-1、5-2

【資料説明】

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官:花之江河の湿原保全対策について環境省と林野

庁とで、それぞれで取組をしております。まずは環境省の取組を資料5-1で説明します。

1 ページ目、「1. 背景」は、屋久島の花之江河及び小花之江河の内、特に花之江河については昭和56年に環境省で設置した木道や休憩デッキの橋脚部分に枝条や土砂が詰まって、それが水の流れを阻害してしまい、現在では1本の大きな流路を形成している状況です。本来であれば、湿原全体に水が涵養されるのが望ましいのですが、現状では中央部に流路ができていますので、湿原全体に水がしみ込まないまま下流へ流れていることが問題となっており、それによって地下水位の低下や乾燥化が起きていることが調査で明らかになっています。

これを踏まえて、令和4年度に林野庁が主体となって屋久島湿原保全対策が取りまとめられました。人為的影響による湿原の遷移を抑えて緩和しながら、湿原環境を自然遷移、人による影響を極力抑えるという目標を定めました。この目標を実現するために、流水分散、地下水の涵養、浸食防止という3つの対策を進めることとしました。具体的には、流路が固定されているので、分散して湿原全体に水が行き渡るようにする、地下水の涵養を保つ、流路が固定されて水が集中するので浸食が進んでいるので、そのような浸食防止の対策をするということを考えています。

「2. 流水分散対策の実施事項」として、環境省では3つの対策のうち主に流水分散を担当します。主に木道や休憩デッキを撤去して新しいものをつけ替える、木道の下には水が流れて流路になっているので、撤去後は浸食跡を修復していくなどを検討しています。

「3. ヒアリング対象者」とありますが、昨年度は地元関係者や有識者を対象としてヒアリングを実施しました。花之江河には宮之浦、栗生、楠川の岳参りの祠がありますので、3つの集落の区長や、宮之浦岳参り伝承会の中川会長、宮之浦岳登山の休憩ポイントということで活用しているガイド事業者、有識者の方にいろいろ意見を聞きながら、どのように利用と保全を進めていくのかを検討しました。

2 ページ目、「4. 今後の対策の進め方」です。すぐに木道を撤去して新しいものをつくる訳ではないですが、木道や休憩スペースの改修はどのような手法がいいか、木道は流水が固定化されないようにする必要があるため、引き続き検討していきます。進め方として①、②、③と書いてありますが、①緊急にやらなければいけない部分として、まずは流水分散を行いつつ、モニタリングし実施計画に反映させる。次に②中長期的な観点で木道の撤去について検討を進めながら、③新しいルートの方案などを選定するという方針としています。

実施については、「5. 令和6年度以降に実施予定の緊急対策」として2つあります。1

つ目が、東側の石塚小屋のほうから水が流れてきて、休憩デッキの下を通過して祠脇に水が集中して流れています。このため、東側からの流水を分散するために、2ページ目の図にあるように堰の機能を発揮させるものを設置する。また東側には、L字形の木道がありますが、これを撤去することで、東側から入ってくる水を面的に涵養させることを考えています。ただ、このような対策をした場合でも、簡単には流水分散が図れないと考えており、対策の方法などを有識者の方とも議論をしています。今のところ、石塚小屋方面から入って来る流路に、簡単な堰をおいて、うまく水を湿原側に導くようなことができればと思っています。2つ目が、3ページ目の「6. その他」で、緊急的に祠土台部分の侵食対策の実施を考えています。この写真は宮之浦と栗生の祠があり、祠脇に水が集中するため浸食が進む状態となっています。いずれこの祠が倒れるのではないかという懸念もあり、ここに石積をして削れないような対策を今年度を実施できたらと思っています。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:続いて九州森林管理局より資料5-2を説明させていただきます。

令和5年度の湿原保全対策につきましては、令和4年度に策定しました湿原保全対策に基づきまして、引き続き各種モニタリングを継続しますとともに、浸食防止対策及び流水分散対策を実施しております。科学委員会委員の下川先生、井村先生に現地等でアドバイスをいただきまして、環境省及び文化庁の許可を受けて保全対策を実施したところであります。

1ページ目に対策内容を示しております。昨年度は局所的に浸食が進んでいる流路の侵食防止対策及び祠付近に集中していた流路を分散するための流水分散対策を試行的に実施しました。

2ページ目の図1に対策箇所を示しております。具体的には、急激な流れが生じる可能性のある流路に堰を設置すると同時に、祠方向への流れを分散させるために木道下に堰を設置しました。旧植生保護柵前の木道下や周辺に滞留している枝条を撤去して、木道下にも水が流れるようにしました。また撤去した枝条は堰を固定するために堰周辺等に敷き詰めました。

今後につきましては、毎年モニタリングを実施し、この方法で成果が見られるようであれば、祠下流側にも同様の方法で侵食対策を行っていきたいと考えております。ただ、木道の付替えによっては流れが変わることが想定されますので、今後の侵食対策は木道付替え後と考えております。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。

【質疑】

屋久島観光協会ガイド部会 中馬ガイド部会長：環境省の竹中さんのほうで説明のあった祠土台部分への対応ですが、土台部分に近自然工法を取り入れた石積みをするとなりました。ただ、ここに石積みをしたとしても水の流れは変わらないと思います。近自然工法というからには、水の流れてここに自然に土砂等が集まって、ここが強化される、そういったものになると思っています。もちろん祠土台部分への石積みも多少必要でしょうけれども、湿原へ水が流れ込む山側周辺に近自然工法等を用いた対処をしていかないと、水の流れは即効性をもって変えることはできないと思っています。近自然工法についてはこのような認識ですが、そのあたりどうですか。

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官：ここでの「近自然工法」という文言はあまり適切ではないと私も思っています。基本的には、ここに関しては応急的に石を持ってきて設置をする。できるだけ水によって浸食しないようにとか、景観上配慮するなどしながら石積みを行って、理想は石積み部分にも土砂等が溜まればいいと思います。令和5年度末にヘリコプターで下から花崗岩を運んで近くに置いているので、関係者と設置していきたいと思っています。

また中馬さんからのご意見のとおり、湿原へ水が流れ込む上流に堰を設置するなり、水が分散して祠に水が集中しないような対策をしていく必要があると思っております。

先ほど資料5-2で説明がありましたように、令和5年11月に九州局で堰を設置しており、現在では資料5-2にある写真よりも水が溜まっている感じが見受けられるので、流水分散対策でもこういう堰を設置して、モニタリングをしながら進めていく必要があると思っておりますは、この堰は効果があるのではと感じています。

屋久島観光協会ガイド部会 中馬ガイド部会長：ありがとうございます。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官：そのほかにご質問等はございますか。特にないようでしたら次の議題に移りたいと思います。

続いて議題（6）世界遺産登録30周年事業の報告につきまして、屋久島町から説明をお願いいたします。

■議題（6）世界遺産登録30周年事業の報告

◇ 資料6-1、6-2、6-3

【資料説明】

屋久島町役場観光まちづくり課 有馬課長：屋久島町から、30周年記念シンポジウムの実施につきまして資料6-1でご報告します。

30周年記念シンポジウムの実施につきましては、関係機関の皆様にご尽力いただき、誠にありがとうございます。皆様のおかげで、代表挨拶には、環境大臣、林野庁長官、県知事にも来ていただきまして、盛大に会を実施することができました。本当にありがとうございました。

このシンポジウムの中で、30周年の振り返りムービーということで、当時世界自然遺産の登録に関わられた方々のインタビューを流すことができました。このインタビューを見ることで、当時の思いとか、それぞれの悩みを共有できました。またトークセッションの中では、高校生、現役で屋久島の自然の中で活動されている商工業の方々とも話をすることができました。この30周年記念シンポジウムを通して30年間の思いを未来に継承することができたと思っております。

このシンポジウムにつきましては多くの方に参加していただきました。また、シンポジウム終了後のレセプションにも多くの方に参加していただきまして、盛大に盛り上げていただいたと思っております。町のほうでいろいろと行き届かない点もあったと思いますが、皆様のご協力に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

屋久島自然保護官事務所 岩下自然保護官：環境省から、30周年事業の取組について資料6-2で報告いたします。

まず1つ目が、「①絵画コンクールの開催」です。行政機関や地元団体、企業の協力の下、屋久島町内の小中学生を対象にした絵画コンクールを実施しました。合計で276点の応募がありまして、30周年記念シンポジウムを開催した離島開発センターをはじめ屋久島内各地、口永良部島での絵画展を開催しました。写真は表彰式の様子と、屋久島町役場で開催した絵画展の様子になります。子供たちが屋久島の自然を生き生きと描いたすばらしい作品

が集まりまして、絵画展もとても好評でしたので、30周年にとらわれずに今後も継続して実施していきたいと考えております。

2つ目が「②列島縦断！日本の世界自然遺産ものがたり」の開催です。屋久杉自然館、屋久島環境文化財団、世界遺産センターとで連携し、日本にある5つの世界自然遺産地域を紹介する企画展を屋久杉自然館において実施いたしました。企画展に加えて、地域ごとにクローズアップ展示を1か月ごとに行ったほか、白神山地ではマタギの方、イリオモテヤマネコの写真家など地域の専門家などによる講演会を実施いたしました。写真は、展示会の様子と講演会の様子になります。講演会では、非常に活発な質問や意見交換が行われまして、ほかの地域の取組を知るいい機会になったとともに、屋久島の遺産について改めて考える機会になったのではないかと考えております。

3つ目が「③屋久島の魅力展」の開催になります。環境省、屋久島町、屋久杉自然館等と連携して、新宿御苑において「屋久島の魅力展」を開催いたしました。会場では、「屋久島・口永良部島写真コンテスト」の作品展、そして屋久島講座の開催、屋久島の特産品の販売などを実施しました。写真は、作品展の様子と屋久島講座のヤクスギ木工体験の様子になります。写真を見て分かるとおり、国内だけでなく海外の方にも広くお越しいただきまして、屋久島の魅力を知っていただくよい機会になったと考えております。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:続きまして、資料6-3で九州森林管理局から30周年記念シンポジウムの実施報告をいたします。

30周年の記念シンポジウムの実施内容としましては、屋久島森林管理署のほうで、シンポジウム会場入り口で木工教室を開催しました。モックン人形づくりやコースターづくり及び屋久杉の箸づくりを体験してもらいました。

また、屋久島森林生態系保全センターが会場内において、屋久杉巨樹・著名木47本の写真パネルを展示しましたほか縄文杉などの3D画像のコーナーを設け、大人から子供までゲーム感覚で楽しんでもらえました。資料の説明につきましては以上となります。

ただいまの内容につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

特に意見等なし

ないようですので、以上で資料の説明は一通り終了したところですが、これまでの説明に対しまして改めてご質問やご意見等があれば、ご発言をお願いいたします。

【質疑】

九州森林管理局 矢野局長:いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございます。議題（3）地域管理計画の改訂で少し議論がありましたが、IUCN から言われていることへの対応とか、町議会のほうの議連の要望の話がありました。環境省からお話があったように、IUCN に対していつまでにどうこうということにはなっていないのですけれども、この間ずっと地域連絡会議を中心にいろいろな議論がされてきました。環境省のほうでも公園計画等の見直しもされておるといことで、九州局でも、新しい保護林の設定などもさせていただきながら、これまでも取組を進めてきたと思っております。

屋久島の特徴としては、林業的な利用も含めて利用の面を排除できない世界遺産の中で、どうやって順応的に管理を進めていくかということで、様々なステークホルダーがいる中で意見調整しながら適正な管理を進めています。この地域連絡会議を中心に、また科学委員会から科学的知見からの助言もいただきながら進めてきたと思っております。

今回、改訂した地域管理計画についても、そういった議論を踏まえて、合意してできたものと理解しております。IUCN に地域管理計画の英訳版を出していくということで、こういった順応的管理を地域を挙げて進めているというメッセージを伝えていくことも非常に大事なことなのかなと思っております。引き続き関係の皆様と協力しながら進めていきたいと思っておりますので、補足だけさせていただきます。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、ないようでしたら、議題（7）その他として、何か情報共有等がありましたらご発言をお願いしたいと思います。

■議題（7）その他

☆ 資料なし

屋久島町議会 榎議員:屋久島には登山道がたくさんあります。私もガイドをしており、最近も縄文杉にも何回か行かせていただきました。その際、木道整備が大分進んで、大王杉に看板が設置されたり、よくなってきているという感じがします。前回の地域連絡会議だったと思いますが、もともと岳参りとか狩猟の歩道が現在の登山道の発端だというような話もあしました。そして、管理者のいない登山道が今でもあるということで、管理の在り方を検

討していくということがあったと思うのですが、話合いの進捗を教えてください。

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官:管理者不在の登山道については、林野庁が中心となり、環境省、鹿児島県、町とで定期的に議論をしています。明日もその議論がありますが、役割分担も含めて検討をしているところです。例えば、ここを環境省が管理するとなっても、費用的な部分や維持管理をする体制がセットなので、形骸化しないよう実務的な体制がつかれるように、林野庁に主導していただきながら進めています。環境省としても、国立公園の歩道でもありますし、林野庁としては国有林の中の歩道にもなりますので、議論をしているところです。具体的にまだ何ができているわけではないですが、場所によって優先順位を決めながら議論を進めることになると思います。

九州森林管理局 松永保全課長:管理者不在の登山道については、環境省の竹中さんがおっしゃったとおり、私ども屋久島森林管理署が主体となって、環境省、鹿児島県、屋久島町と協議しながら、素案をつくっているところです。今後、協議していくことになっておりますが、現在のところはこのような状況です。

屋久島町議会 榎議員:ありがとうございます。先ほど登山道は岳参り等が原点だということと言ったのですけれども、各集落に岳参りがあります。私は楠川地区ですので楠川の岳参りに行きます。自分たちの御岳山だということで、集落の役員の人たちで荒れているところを整備しています。当然、その歩道を管理するには経費もかかってきます。管理者はどこかという話は別においても、岳参りの歩道の整備などを各集落にお願いをして、若干の経費を集落へ支給するといった方法もあると思いました。

あと細かいことですが、例えば歩道の中で荒川登山道からの縄文杉歩道には様々な看板があります。その内、太忠岳展望の看板があるのですが、実際はそこからは展望できません。また、植物紹介の表示板があるのですけれども、看板脇には紹介している植物が消失している場所も何ヶ所かあります。そういったところも改善ができればと思っております。

屋久島森林管理 森本署長:国有林の中に複数の登山道があります。その中には看板が設置してあるところありますが看板自体が見えにくくなったり、現地にそぐわないものもあつ

たりするかと思います。そういったところは、優先順位等も考慮しながら、関係機関と協力して改善できるように対応していきたいと考えております。

予算等も影響してまいりますし、すぐに全てを改善できるという状況にはならないかもしれないかもしれませんが、いろいろな機関と調整をする中で改善できればと思っております。また引き続きご協力等もいただきながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

鹿児島県環境林務部自然保護課 川瀬課長：今のご意見にありますように、昨日、おとといと淀川から荒川まで縦走してきて全く同じことを感じました。伐採をしないと眺望できない所とか、看板はあるけれども紹介している植物がないとか、いろいろ感じたところでした。

今年から、大株歩道入口から下流の小杉谷までの整備区間について、基本的には枕木とか軌道を見直していきます。その中で、屋久島町やガイドの皆さんのご意見を踏まえながら、修繕箇所を調査していく中で、長いトロッコ道をどのようにガイドさんが使っていくか、ガイドを伴っていない方がどういう感じで歩いているかということも、インタープリテーション全体を考えたときに長いトロッコ道をどう使うかというのは非常に重要な視点かと思っております。

そこはガイドの皆さんの意見も踏まえながら、こういうところにこういう解説板があったらいいとか、ここはこういうふうに変えたほうがいい、統一したほうがいいというところがあれば、県の整備かどうかは分からないのですが、看板の確認を含めて一体的に見直しをしていけたらと考えておりますので、またご意見をいただければと思っております。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官：ほかに何かございませんでしょうか。

屋久島レクリエーションの森保護管理協議会 日高：2年ほど前に、あるバス会社の運転手さんから、レク森に相談がありました。内容は、紀元杉に団体さんが入っていた際に、トイレに行きたい人がいて失禁してしまったということでした。あの辺に携帯トイレブースの設置はできないのでしょうか。他には、西部林道は25～26キロあるのですが、その区間にトイレはありません。ここにも携帯トイレのブースを設置することを考えていただければと思います。

屋久島自然保護官事務所 竹中首席企画官:ご意見は承りました。ありがとうございます。

【閉会】

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:これをもちまして本日予定しておりました議題の全てが終了いたしました。報告事項が多くて大変恐縮でしたが、世界遺産管理に關します連絡調整や合意形成の場として引き続き機能させていければと思いますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

なお、本日の議事録につきましては、事務局よりメール等を通じまして皆様にお送りいたしますので、確認のほどお願ひいたします。議事録、資料ともにホームページ上で公開を予定しております。

それでは、閉会に当たりまして、九州地方環境事務所の荒牧統括自然保護企画官様より閉会のご挨拶をお願ひいたします。

九州地方環境事務所 荒牧総括自然保護企画官:本日はお忙しいところ長時間この会にご参加いただきまして、また様々なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。また、この場をかりまして、世界遺産の30周年記念イベントが皆様のご協力の下に盛大になりましたことも、改めて私どもからもお礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

先ほど矢野局長からもお話がありましたように、管理計画が改訂され、これを基にこの地域の保全と適切な利用に取り組んでいくこととなります。モニタリングの計画の改訂もそうですし、登山道、トイレの関係等いろいろ課題は山積しているところでもありますけれども、皆さんと力を合わせて改善をしていきたいと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

今日はどうもありがとうございました。

九州森林管理局計画課 下田自然遺産保全調整官:それでは、これをもちまして令和6年度地域連絡会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

以上